

研究課題名（課題番号）：強度行動障害を有する知的・発達障害に関わる医療従事者向け研修プログラム開発に向けた研究（24GC0701）

分担研究報告書

分担研究課題名：「強度行動障害者の福祉的支援と行政施策」「福祉における集中的支援」講義資料及び講義ビデオの作成

研究分担者：日詰正文（国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部 部長）

研究要旨

「強度行動障害者の福祉的支援と行政施策」（基礎編）及び「福祉における集中的支援」（応用編）の2種類の講義資料及び講義動画を作成した。

これらの資料作成に当たっては、強度行動障害支援者養成研修、中核的人材養成研修等の人材養成の運営・講義に携わる医療、福祉、行政の分野の関係者の意見を確認しつつ、基礎編では障害福祉サービスの種類、職種、研修や福祉の分野で普及されている「標準的な支援」のとらえ方、応用編では、状態が悪化した場合に福祉の分野で対応する「集中的支援」のプロセスや実施計画の書式、医療機関との連携について取り上げた。

A. 研究目的

福祉制度になじみが薄く、また福祉との連携の経験の少ない医療関係者が、福祉制度についての知識を深め、また福祉関係者との連携の方法について学習する機会を提供する。

B. 研究方法

分担研究者（日詰）が講義資料原案を作成し、その後、強度行動障害支援者養成研修、中核的人材養成研修等の人材養成の運営・講義に携わる医療、福祉、行政の分野の関係者6名の意見・指摘を踏まえる形で最終資料とした。

（倫理面への配慮）

厚生労働省から公表されている資料や、強度行動障害支援者養成研修、中核的人材養成研修等の資料で公表されている既存の資料を用いた構成としており、個人情報を取り上げるような内容とはなっていない。

C. 研究結果

1) 基礎編では、福祉分野の強度行動障害者支援の全体像をイメージしやすくするために、

①福祉分野にはどのようなサービス・制度があり、どんな名称の人材がサービス・制度を担っているのかを分かりやすく示すべき、②福祉分野の「強度行動障害」のとらえ方、支援を組み立てていくプロセスがどのようになっているかを示すべき、という意見があり、これらの意見を反映させる形で資料を作成した。

2) 応用編では、特に状態が悪化した場合の、医療と福祉の連携を想定した実用的な情報を紹介すべきという意見があり、①令和6年度の障害福祉分野の報酬改定で位置づけられた「集中的支援」の仕組み（プロセスや書式）、②令和6年度の診療報酬改定で位置づけられた「入院事前調整加算」の対象に強度行動障害の状態の者が追加され、医療と福祉分野の情報共有の促進が期待されたことを記載した。

D. 考察・結論

強度行動障害者支援のように、緊急性や専門性が要求されるテーマにおいて、医療と福祉双方の分野で日常的に用いられている制度、人材、視点が異なるまま放置されている事態は改善

すべきであり、本研修のような機会を捉え、その谷間を埋めていく取り組みは重要であると考えられる。

7. 地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（課長通知）

E. 健康危険情報

本研究に関する健康危険情報はない。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

<参考文献>

1. 令和6年度強度行動障害支援者養成研修、基礎研修（指導者研修）「研修のねらい」
2. 令和6年度中核的人材養成研修、eラーニング②「標準的な支援と中核的人材養成研修の基本視点」

*厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省から
発出されている通知、事務連絡

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hattatsu/index.html

3. 強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について（課長通知）
4. 中核的人材養成研修の実施について（事務連絡）
5. （運営要綱）強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（部長通知）
6. 状態が悪化した強度行動障害を有する児者の集中的支援の実施に係る事務手続きについて（課長通知）

医療従事者のための 強度行動障害チーム医療研修

3 強度行動障害者の 福祉的支援と行政施策

1

- 本講義に関して開示すべきCOIはありません

2

目標

(1) 強度行動障害者に対する福祉的支援と行政施策、人材育成
研修の現状

(2) 「標準的な支援」

について知ることができる。

3

1) 強度行動障害者に対する福祉的支援と
行政施策、人材育成研修の現状

4

●福祉的支援

- ・訪問系（在宅の障害者に対する介護、外出時の支援、入院時の意思疎通支援、見守り等）
- ・施設系（家庭とは別の場所で、日中・夜間の活動支援、介護等）
- ・居住支援系（夜間や休日の共同生活支援、介護等）
- ・日中活動系（家庭とは別の場所で、日中の活動支援、介護等）
- ・障害児支援（通所などにより、障害特性に合わせた療育等）

5

「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど 周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（障害児の場合は「強度行動障害判定基準表」）の合計点数が10点以上（障害児は20点以上）の場合に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

令和4年度に開催された「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」において、支援人材のさらなる専門性の向上、日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策、状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方等について提案された。

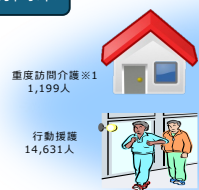
検討会報告も踏まえ、令和6年度特別改定では、受入拡大や支援の充実の観点から、新たに行動関連項目18点以上（障害児は30点以上）の場合のより高い段階の加算や、状態が悪化した者に対するアセスメントや環境調整を行う「集中的支援」に係る加算を創設する等の対応を行った。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者 (国民健康保険団体連合会データ)

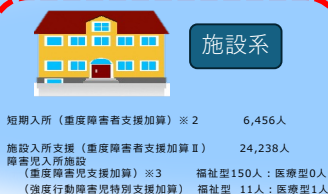
のべ89,434人（令和5年10月時点）

（行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている）

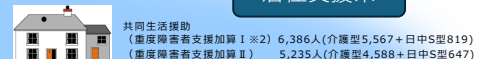
訪問系



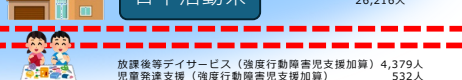
施設系



居住支援系



日中活動系



障害児支援

（※1）利用者の内、知的障害者の数（平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている）。

（※2）短期入所の重度障害者支援加算及び共同生活援助の重度障害者支援加算Ⅰには、区分6かつ、Ⅰ類型（人工呼吸器）、Ⅱ類型（最重度知的障害）、Ⅲ類型（行動障害）が含まれるが、その内訳は不明。

（※3）障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定している人数。

6

●行動関連項目の評価点数、研修修了者の配置を条件とした報酬の加算がある

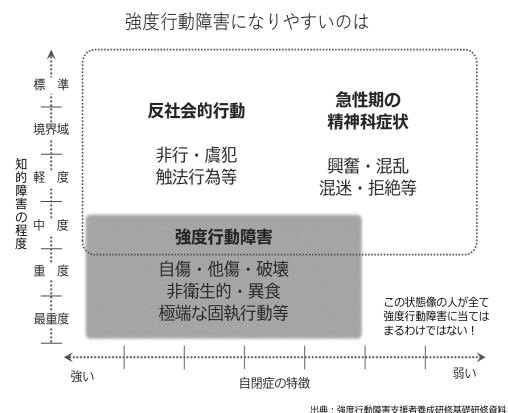
- ① 強度行動障害に対応する障害福祉サービスを利用する際には、家族が市区町村に利用申請（この時の認定調査の一部に、強度行動障害の判定につながる項目＝行動関連項目があり、一定の点数以上の場合に事業所の報酬加算となる）を行うとともに、相談支援専門員とともに利用計画を立てる。
- ② 障害福祉サービス事業所が①の加算を受け取れたためには、強度行動障害支援者養成研修（主な内容は、「障害特性、チームで動くこと」「アセスメントに基づく支援計画シートの作成」）を受けいている職員が配置されていることが条件となる。

7

行政施策における“強度行動障害者”とは

・本人の生命や健康を脅かす行動、周囲の生活に大きな影響を与える行動が起きる頻度を点数化して、一定の点数（10点）以上になる場合に、受け入れ施設の通常の報酬に＋αの給付費が加算される。
 ・職員の雇用や研修派遣、コンサルタントの招聘、改築などの手当をする予算を確保するために、緊急性が高いことを示す用語として、厚生労働省が使用しているもの。

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	・ 支障なし	・ 特定の者なら可 ・ 会話以外の方法なら可	・ 独自の方法で可 ・ コミュニケーション不可
説明の理解	・ 理解可	・ 理解不可	・ 理解できるか判断不可
大声・奇声を出す	・ 支援が不要 ・ 希に支援が必要 ・ 月1回以上支援が必要	・ 週1回以上支援が必要	・ 週5回以上支援が必要
異食行動			
多動・行動停止			
不安定な行動			
自らを傷つける行為			
他人を傷つける行為			
不適切な行為			
突発的な行動			
過食・反すう			
てんかん	・ 年1回以上	・ 月1回以上	・ 週1回以上

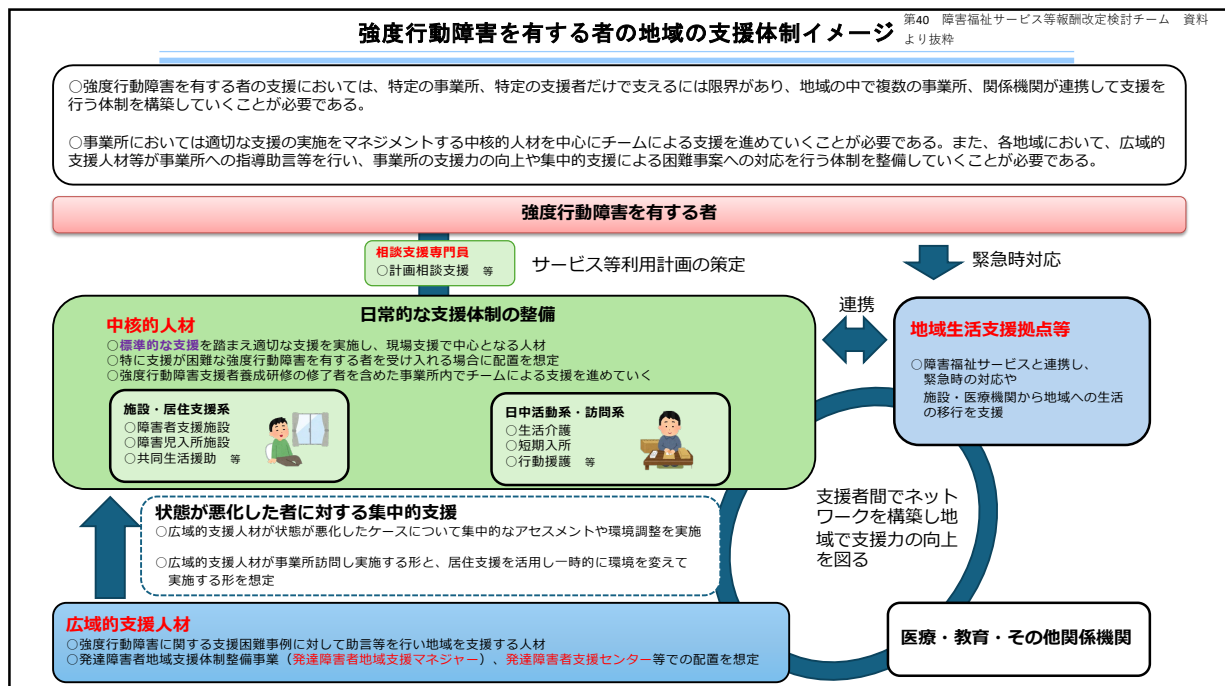


8

●人材の配置

- ・相談支援専門員
- ・中核的人材
- ・地域生活支援拠点の職員
- ・広域的支援人材
- ・発達障害者支援センター職員、発達障害者地域支援マネジャー
(連絡先一覧 : <https://www.rehab.go.jp/ddis/action/center/>)

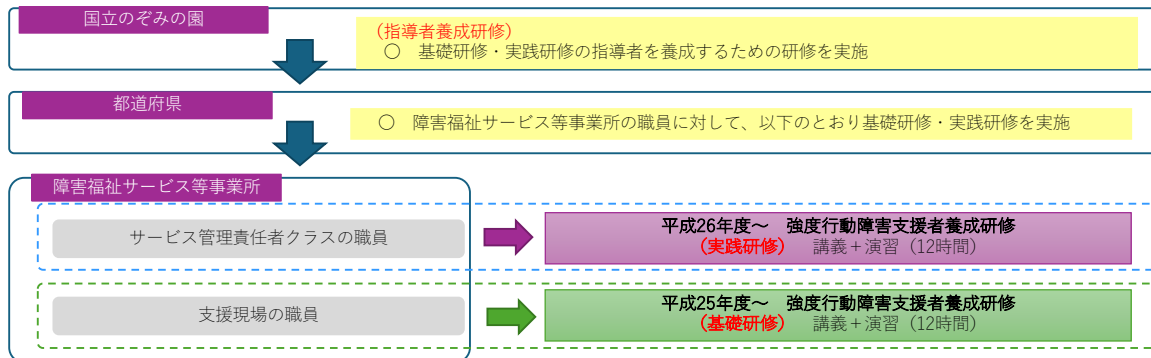
9



10

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。



11

●研修が現場実践につながるように、地域支援体制の強化が行われている

① 障害福祉サービス事業所の中で、チームの中心となってアセスメントや支援をリードしていく「中核的人材」の育成が進められている。

* 「中核的人材」は、国立のぞみの園が行なう“中核的人材養成研修”を修了した者

② 強度行動障害者を受け入れている事業所に、強度行動障害者支援の経験が豊富で「標準的な支援」について理解の深い「広域的支援人材」が、中核的人材をサポートする仕組み（集中的支援）も整備され始めている。

* 現状では、都道府県等において、強度行動障害者に対する直接的な支援や現場コンサルテーションが豊富な人材を「広域的支援人材」として指名し、名簿を市区町村や事業所に提供することとなっている。

12

●強度行動障害者支援の適切な実施・普及は、障害者虐待の防止の視点からも重要

- ① 障害者虐待対応状況調査（厚生労働省）では、養護者による虐待の2～3割、障害者福祉施設従事者等による虐待の3～4割が、行動障害がある者となっている。
- ② 身体拘束をやむを得ず行なう場合の条件として、「切迫性」「非代替性」「一時性」が示されているが、「非代替性」については十分に検討がされていないのではないかという指摘がある。

13

やむを得ない緊急一時的な身体拘束 → 自立活動の充実へ

介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止、防止の手引き、2024年、（老人保健健康推進事業）

3要件： 切迫性、非代替性、一時性

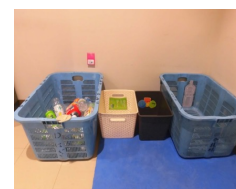
- * ポイント「本人の行動の自由を制限しているものか？」
 - ・ 体幹や四肢をひもで縛る
 - ・ ミトン型の手袋をつける
 - ・ 網で囲む
 - ・ 立ちあがりを妨げる椅子を使用する
 - ・ 向精神薬を過剰に服用させる
 - ・ 自分の意志で開けられない部屋に隔離
- * ポイント「安全確保のために本当に必要なのか？」
 - ・ 逆に無理に拘束を外そうとして生じる事故の危険性
 - ・ 筋力低下等によって、寝たきり・無気力に追い込んでしまう危険性
- * ポイント「代替案は、本当に無いのか？」
 - ・ 未然防止の方法を検討したのか
 - ・ 環境調整を可能な限り行ったのか
 - ・ **自立活動を増やす工夫を可能な限り行ったのか**



上記の観点を踏まえ身体拘束廃止・防止に取り組んだ事例のポイント（抜粋）

- 管理者による方針の職員に周知徹底、利用者家族への事前説明
- 職員間の定期的なコミュニケーション
- 他事業所、地域住民を加えた身体拘束廃止合同委員会の合同開催

身体拘束を避けるために必要な環境調整



14

(2) 「標準的な支援」

15

● 氷山モデルの水面下にある障害特性の理解に基づいた対応実施の推進している

- ① 障害特性（話し言葉の使い方・理解の仕方、感覚過敏・・・／予定変更への強い不安、負の記憶の残りやすさ・・・）について理解したうえで、個々の強み（絵を見せればわかる、静かな環境だと落ち着いていられる、誰かが見本を見せると模倣することができる・・・）を活用できそうな情報を把握すること
- ② 上記のアセスメントに基づいて、環境調整や対応の工夫（文字や絵などを利用した治療の説明をする、強い感覚刺激を避けた対応をする、活動の予告や選択できるような情報の提示をする、少しずつ治療を受けることに慣らしていくスモールステップを取り入れる・・・）を個別に考え、チームで実施・改善すること

16

強度行動障害を有する者への標準的な支援

(強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書(令和5年3月30日)より)

○(中略)強度行動障害を有する者への支援にあたっては、知的障害や自閉スペクトラム症の特性など個人因子と、どのような環境のもとで強度行動障害が引き起こされているのか環境因子もあわせて分析していくことが重要となる。こうした個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整していくことが強度行動障害を有する者への支援において標準的な支援である。

課題となっている行動の例

- ・ 先の見通しが持てず何度も予定を確認する
- ・ 音に敏感で騒がしい部屋に入れない
- ・ 「拒否」が伝えられず他者を叩いてしまう など

本人の特性

自閉スペクトラム症や知的障害など個々の障害特性

環境・状況

困り感やストレスの要因となっている環境や状況

氷山モデル

見えている行動だけに着目せず行動の背景を考えることが重要
* 強度行動障害支援者養成研修より

標準的な支援

障害特性を踏まえた*機能的アセスメントを行い、強度行動障害を引き起こしている環境を調整する
* 機能的アセスメント
課題となっている行動がどのような意味(機能)をもっているか調べる

アセスメントに基づく支援計画を立て、実施し、実施内容を評価して次の支援につなげる

予防的支援の重要性

(強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より)

○**予防的観点**を込めて標準的な支援を行うことが必要

○強度行動障害を引き起こさなくても良い支援を**日常的におこなう**ことが重要

○支援者、家族、教育等の関係者が、標準的な支援の**知識を共有し、地域の中に拡げていく**ことが重要

厚生労働省 ひたすらいかに
Ministry of Health, Labour and Welfare

17

氷山の下にある「障害特性」を十分に把握し、支援の検討を行う必要がある

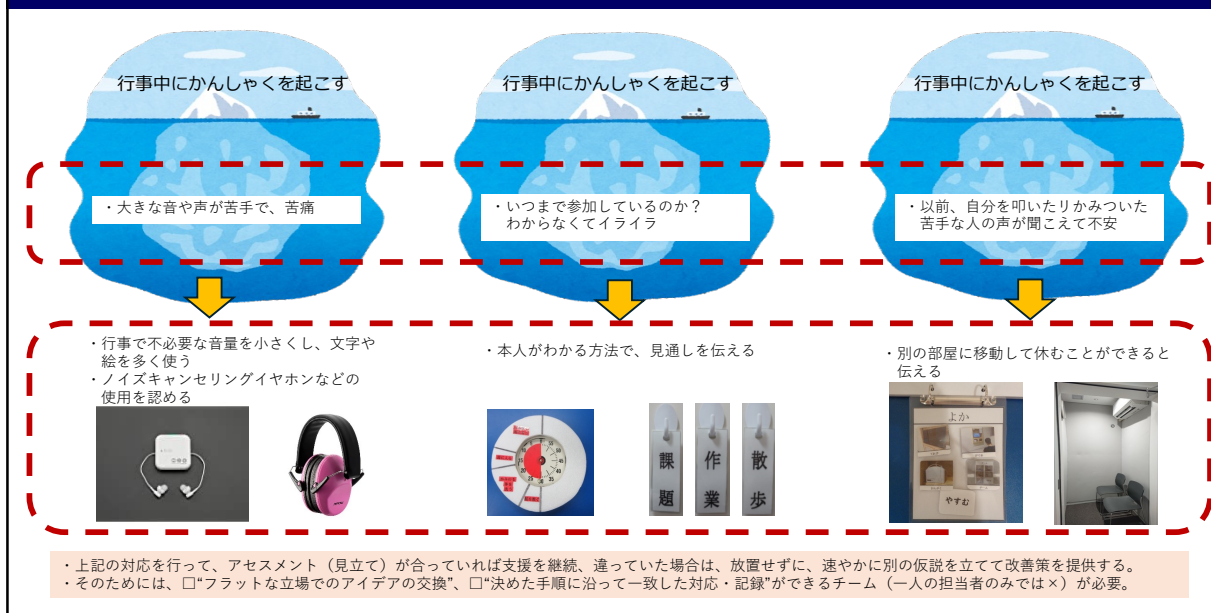
自閉症の人が苦手なこと	自閉症の人が得意なこと
・ 集団で取り組む、周囲とあわせる	・ ひとりで取り組む
・ ことばを聞いて理解する	・ 目で見て理解する
・ 抽象的なこと、あいまいなことの理解	・ 具体的なこと、はっきりしたことの理解
・ 経験していないことを想像する	・ 経験したことはよく覚えている
・ 柔軟な思考や別のやり方を探す臨機応変さ、応用や般化	・ いつも同じやり方でする、その場で学習したことはきちんとやる(几帳面、律儀)
・ 全体をとらえ、関係性を把握する	・ 細部に注目し、1つ1つに対応する
・ 計画的にバランスよく取り組む	・ 好きなことに没頭する
・ 感覚の過敏さがある	・ 必要以上に、相手の感情に気を使わない

18

9

138

強度行動障害者への支援



19

標準的な支援を提供するポイント

支援手順書等

- ・ 事業所内でのかかわりや支援を統一して、標準的な支援を一貫して提供することが重要
- ・ 客観的な記録から支援の効果を確認し、PDCAサイクルを機能させる

外部専門家の指導助言の活用

- ・ 困難なケースは自分たちのチームだけで抱えず、事業所の課題、地域の課題として考えていく
- ・ 外部専門家を活用することで自分たちの支援の検証や新たな支援のアイデアを取り入れる

予防的な支援

- ・ 強度行動障害の状態にならないように予防的な支援が必要
- ・ 自閉症の方たちの力が十分に発揮できるように日頃から、障害特性に基づいた支援を実施する

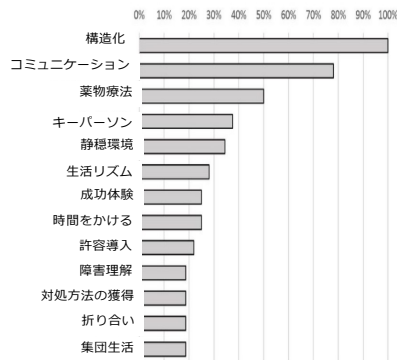
医療との連携

- ・ 強度行動障害の状態を医療により完全に治すことは難しく、日頃から医療と福祉の相互の連携を強化していくことが重要であり、連携した支援をすすめる

20

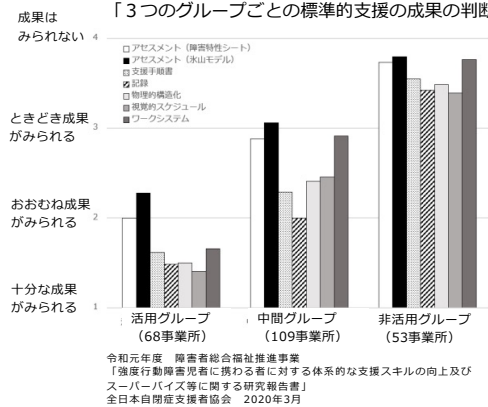
標準的な支援の効果

強度行動障害支援技法のコンセンサス①



強度行動障害児者の正確な支援経過の情報が得られた32事例それぞれに、「有効であった支援方法」を確認し、集計したグラフ。
飯田雅子『強度行動障害を中核とする支援困難な人たちの支援について』さぼーと 2004年11月号 (45-51page)

「3つのグループごとの標準的支援の成果の判断」



- 標準的な支援で最も成果があると判断されているのは「場所の工夫（物理的構造化）」、次いで「見通しの工夫（視覚的スケジュール）」「支援手順書」
- 活用しているグループほど、標準的支援の成果は高いと判断している

●医療従事者への期待

- ① 厚生労働省が推奨・普及を進めている強度行動者支援の柱として「標準的な支援」があることを理解し、障害福祉サービス事業所（中核的人材もしくはそれに代わる職員）と情報交換を行ってほしい。
- ② 「標準的な支援」は、 unnecessaryな身体拘束を減らすことにもつながる可能性があることから、都道府県等に配置される強度行動障害者支援における「広域的支援人材」とも連携する可能性を、必要に応じて模索してほしい。

精神科専門医療従事者のための 強度行動障害チーム医療研修

3 福祉における集中的支援

1

- 本講義に関して開示すべきCOIはありません

2

目標

(1)地域支援体制

(2)集中的支援のしくみ

について理解できる。

3

1)地域支援体制

4

●福祉的支援

- ・訪問系(在宅の障害者に対する介護、外出時の支援、入院時の意思疎通支援、見守り等)
- ・施設系(家庭とは別の場所で、日中・夜間の活動支援、介護等)
- ・居住支援系(夜間や休日の共同生活支援、介護等)
- ・日中活動系(家庭とは別の場所で、日中の活動支援、介護等)
- ・障害児支援(通所などにより、障害特性に合わせた療育等)

5

「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど 周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

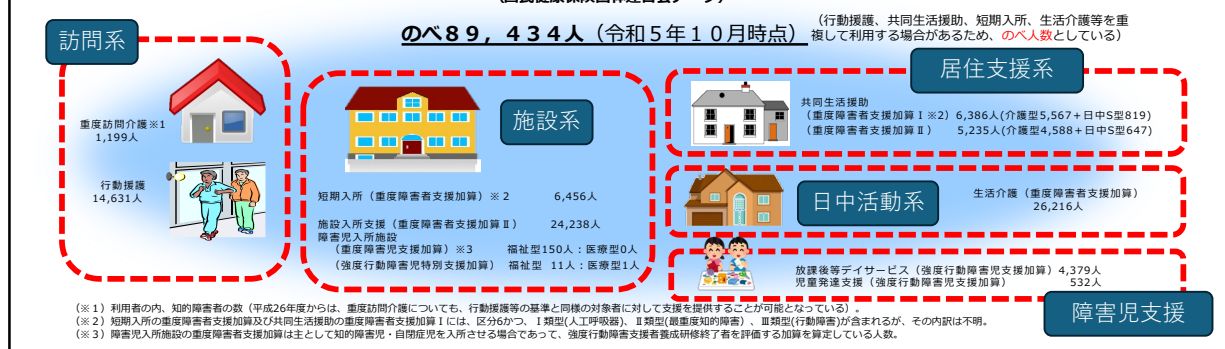
「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（障害児の場合は「強度行動障害判定基準表」）の合計点数が10点以上（障害児は20点以上）の場合に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

令和4年度に開催された「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」において、支援人材のさらなる専門性の向上、日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策、状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方等について提案された。

検討会報告も踏まえ、令和6年度税制改正では、受入拡大や支援の充実の観点から、新たに行動関連項目18点以上（障害児は30点以上）の場合のより高い段階の加算や、状態が悪化した者に対するアセスメントや環境調整を行う「集中的支援」に係る加算を創設する等の対応を行った。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者 (国民健康保険団体連合会データ)



6

●報酬関連(障害福祉サービス)

- ・ 重度障害者支援加算
- ・ 集中的支援加算
- ・ 行動援護の短時間支援
- ・ 重度障害者等包括支援における専門性の評価等

7

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実（令和6年度）

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】
- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
 - 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
 - （現行）基準及7人人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
- 【重度障害者支援加算（短期入所）】
- 区分4,5の報酬区分を新設する。
 - 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
- 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】
- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に対応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。
- 【重度障害者支援加算（共通）】
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

	区分4以上かつ10点以上 ※実3級研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	区分6以上かつ10点以上 ※実3級研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	個別支援 +150単位 初回 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】個別支援 +150単位 初回 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】個別支援 +70単位 個別支援 +50単位	【新設】受入 50単位	【新設】個別支援 +100単位 個別支援 +50単位
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】個別支援 +150単位 初回 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】個別支援 +150単位 初回 +200単位

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共にを行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度
- 【新設】集中的支援加算
- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
 - ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。
- 【行動援護の基本報酬】（例）
- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行） 407単位 →（見直し後） 437単位
 - ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行） 1,940単位 →（見直し後） 1,904単位
- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
 - ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
 - ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。
- 【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）
- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。
- 【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

8

●報酬関連（診療）

令和6年度診療報酬改定 入院事前調整加算 200点）

入退院支援加算の対象となる「退院困難な要因を有している患者」に、“強度行動障害の状態の者”を追加。

強度行動障害の状態の入院の決まった者に対し、

- ・入院前に医療機関と本人・家族等や障害福祉サービス事業所等から事前に情報提供を受け、
 - ・その内容を踏まえて入院中の看護等に係る療養支援の計画を立て、
 - ・患者及び入院予定先の病棟職員と共有を行うこと
- に対する評価

9

●人材の配置

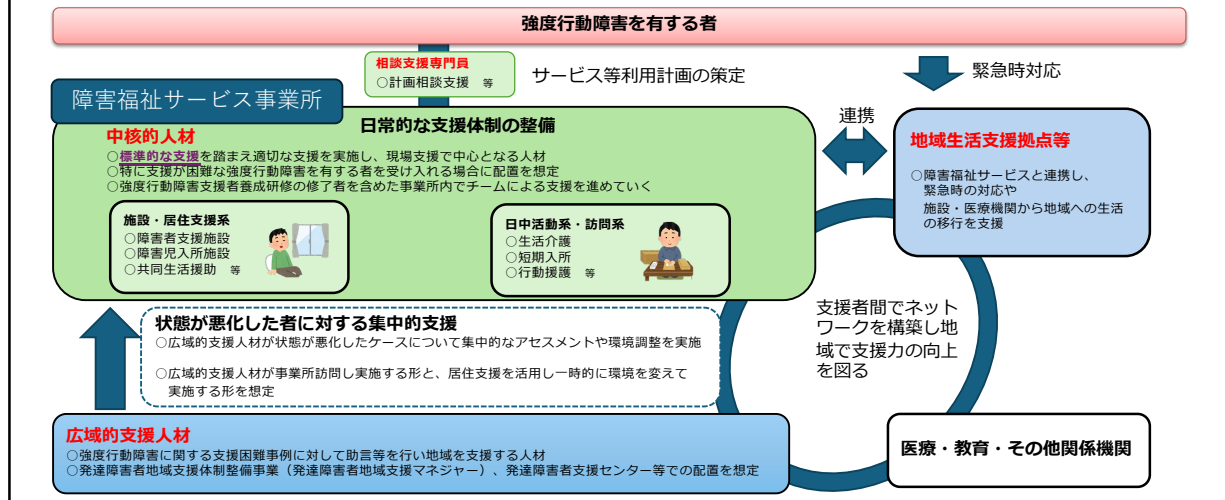
- ・相談支援専門員
- ・中核的人材
- ・地域生活支援拠点の職員
- ・広域的支援人材

10

強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ

第40 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料
より抜粋

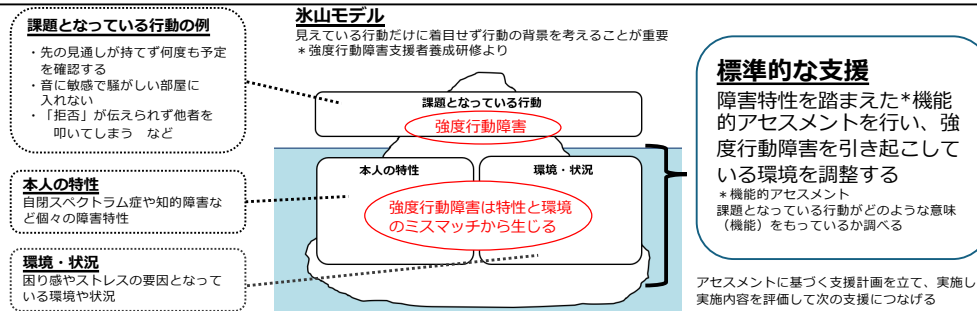
- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



11

強度行動障害を有する者への標準的な支援

（強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書（令和5年3月30日）より）
○（中略）強度行動障害を有する者への支援にあっても、知的障害や自閉スペクトラム症の特性など個人因子と、どのような環境のもとで強度行動障害が引き起こされているのか環境因子もあわせて分析していくことが重要となる。こうした個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整していくことが強度行動障害を有する者への支援において標準的な支援である。



12

中核的人材について

○強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
○標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材の育成が必要

中核的人材

【役割】
標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害を有する児者の受入体制の強化を行う。

【求められるスキル】

- 標準的な支援
- チーム支援
- 環境調整のアセスメント、計画立案、実施
- 機能的アセスメントに基づく支援計画立案、実施
- QOL向上に向けた支援

中核的人材養成研修

○講義を受講後、学んだ内容を事業所に持ち帰って実践することを繰り返しながら中核的人材に求められるスキルを学ぶ体験型研修。
○研修指導者（トレーナー）、補助指導者（サブ・トレーナー）が演習の中で取り組んだ実践に助言を行い実践力の向上を図るとともに、顔の見える関係を作り 支援者ネットワーク構築を推進する。

体験型研（イメージ）

講義・演習（オンライン）
実践（事業所）
実践（事業所）
講義・演習（オンライン）
実践内容にトレーナーから助言

研修カリキュラム

標準的支援の講義	1.5h
環境調整のアセスメントの演習	
チーム支援の講義	2.5h
アセスメントの振り返りの演習	
環境調整のプロセスの講義	2.5h
アセスメントの演習	
環境調整に係る計画の策定の講義	2.5h
環境調整の実践の振り返りの演習	2.5h
機能的アセスメントの講義	2.5h
個別支援計画の作成の演習	
生活の質の向上の講義	
実践の振り返りの演習	3h

障害者支援

【重度障害者支援加算】
生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合に加算する。

障害児支援

【強度行動障害児支援加算等】
放課後等デイサービス・障害児入所施設（福祉型・医療型）において、児基準30点以上の児に対して、中核的人材の助言を受けて実践研修修了者が作成する支援計画シート等に基づく支援を行った場合に加算する。

今後の中核的人材の育成について

○点数が非常に高い強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所が1,500ヶ所程度と推計されている
○質の担保し適切な人材養成のため、令和8年度までは国立のぞみの園が主体となつて実施し、令和9年以降は引き続き検討していく

令和6年度	令和7年度	令和8年度
のぞみの園で研修実施し全都道府県に修了者を配置	のぞみの園が新たに複数地域で研修実施（予定）	のぞみの園が複数地域で研修実施（予定）

養成数を順次拡大

13

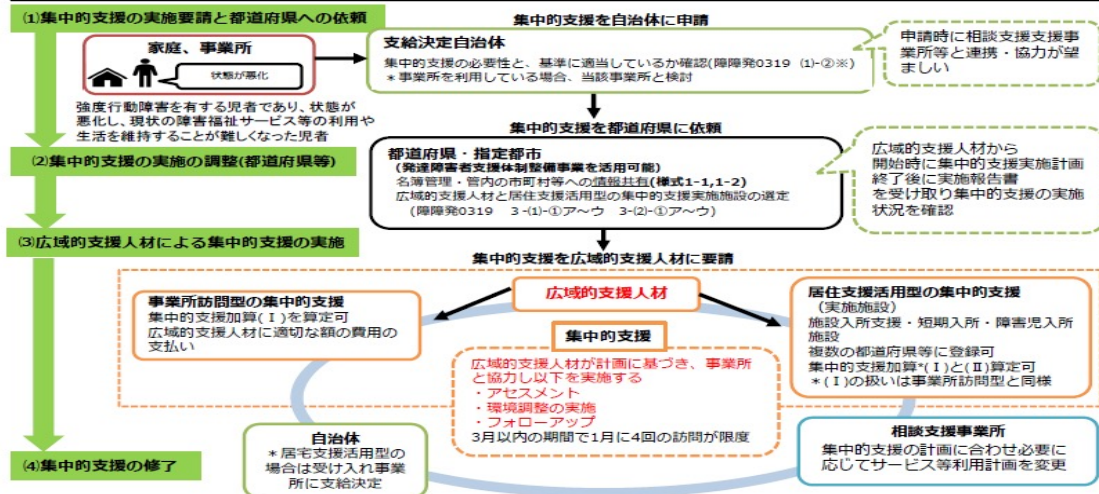
2) 集中的支援のしくみ

14

147

状態が悪化した強度行動障害を有する者への集中的支援

○在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースについて、広域的支援人材を活用した集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図る。実施方法としては、広域的支援人材が事業所を訪問して実施する「事業所訪問型(集中的支援加算(Ⅰ))」と居住支援系サービスを活用し実施する「居住支援活用型(集中的支援加算(Ⅱ))」の2つの加算を設定。



15

集中的支援の実施における地域での役割分担について

○強度行動障害を有する児者の支援においては、特定の事業所や支援者のみで対応するには限界があり、地域の中で複数の事業所や関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要。

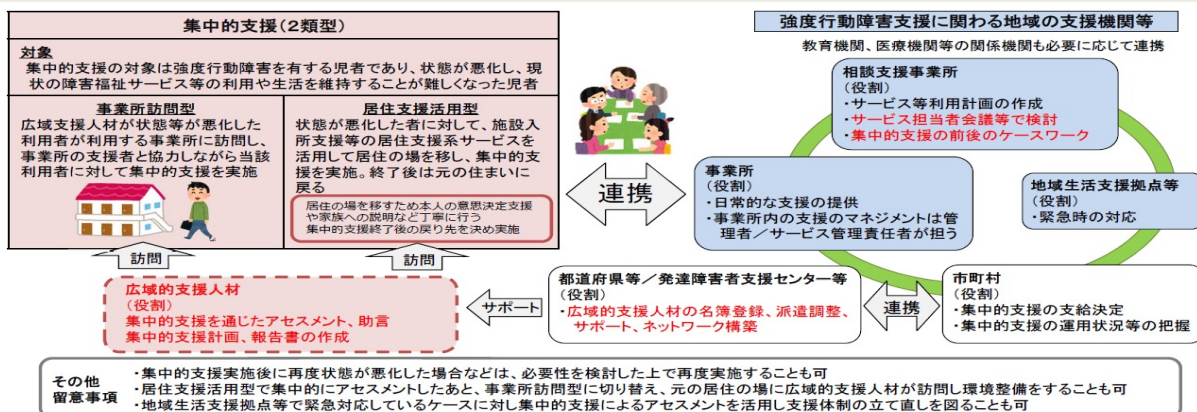
○集中的支援に関しても標準的な支援*の考え方に基づき実施する。

*個々の障害特性と行動の機能をアセスメントし、強度行動障害の状態を引き起こしている環境要因を調整していく支援

○集中的支援に関しても、事業所、市町村、相談支援事業所等、との連携が重要。

○集中的支援終了後は、サービス担当者会議等を活用し、個々の障害特性や環境調整等のアセスメント情報を関係機関と共有するとともに支援体制について検討する。

○都道府県等、発達障害者支援センター等は広域的支援人材の名簿登録、派遣調整に加えサポートやネットワーク構築など行う。



16

集中的支援で使用する書式(実施計画書)

通知:こ 支 障 第 7 5 号 障 障 発 0319 第 1 号 令和 6 年 3 月 19 日 状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る 事務手続等について より抜粋

参考様式 4: 集中的支援実施計画書[※]

(支給決定自治体) の長[※]

集中的支援実施計画 (案)[※]

広域的支援人材[※]

氏 名[※]

①当該児者の基礎情報 [※]			
氏名 [※]		性別 [※]	
年齢 [※]		区 分 [※]	
診断名 [※]		その他 [※]	手帳の種類・等級 [※]
②当該児者の発達行動障害の状態 [※]			
☐ 自傷 ☐ 他害 ☐ 器物 ☐ こたわり (人) ☐ こたわり (人以外) [※] 具 体 例:			
③身体拘束・行動制限等の状況について [※]			
(有 ・ 無) * 有の場合は要件や理由を記載する [※]			
④当該児者への支援状況 [※]			
事業所名 (事業種) [※]		支援状況 (役割・利用頻度等) [※]	
⑤居住支援活用型の集中的支援を実施する施設等 [※]			

集中的支援の実施計画 (最長3ヶ月) [※]				
内容 [※]	実施 [※] 予定日 [※]	実施場所 [※]	類型 [※]	支援計画 [※]
アセスメント [※]			口訪問 [※] 口居住 [※]	
↓				
環境調査の実施 [※]			口訪問 [※] 口居住 [※]	
↓				
フォローアップ [※]			口訪問 [※] 口居住 [※]	

17

集中的支援における広域的支援人材の選定

通知:こ 支 障 第 7 5 号 障 障 発 0319 第 1 号 令和 6 年 3 月 19 日 状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る 事務手続等について より抜粋

①選定

以下のア～ウのいずれかに該当する者から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた者を選定すること。

ア 中核的人材養成研修の講師等(ディレクター・トレーナー)である者
(研修実施機関の国立のぞみの園より名簿を都道府県等宛に 3 月 25 日頃を目途に送付予定)

イ 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者

ウ その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

※ イ及びウは、強度行動障害を有する児者への支援に知見を有する者(事業所等へのコンサルテーションの経験等がある者)であって、国が実施している強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)に自治体の推薦を受けて参加した経験があることや、都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修の企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等を行う役割を担っている者であることが望ましい。

※ 中核市・児童相談所設置市においては、イの該当者について選定を行う場合には、都道府県・指定都市に確認を行うこと。

※ なお、イによって選定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)は広域的支援人材の派遣に係る費用を想定したものであるため、本加算が算定されることをもって、発達障害者支援体制整備事業に係る予算額を減額することの無いようにすること。

都道府県内の複数の指定権者で同一の広域的支援人材を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している広域的支援人材を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

18

集中的支援における広域的支援人材の役割

通知:こ 支 障 第 7 5 号 障障発0319第1号 令和6年3月19日状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る 事務手続等について より抜粋

(3) 広域的支援人材による集中的支援の実施(広域的支援人材・事業所等)

①集中的支援実施計画の策定

広域的支援人材は、集中的支援の実施申請書(参考様式 2)の申請者に連絡し、**事業所等へ訪問等を行い、当該児者と生活環境のアセスメントを実施する。**

当該アセスメントに基づいて、対象児者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方の計画である「**集中的支援実施計画**」(参考様式4)を、当該児者の支援に携わる事業所等とも連絡調整の下、作成する。

※ 当該児者等のアセスメントの結果から、居住支援活用型の集中的支援を実施する必要があると判断された場合は、広域的支援人材は、都道府県等と連携し、3(2)で作成した名簿に掲載されている施設等と連絡調整した上で、居住支援活用型の集中的支援の実施も組み込んだ集中的支援実施計画(案)を作成する。

※ 居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、広域的支援人材は、支給決定自治体と連絡調整を行い、支給決定の手続きを進める。広域的支援人材は、集中的支援実施計画を支給決定自治体に提出し、その複写を都道府県等に提出する。

②集中的支援の実施

広域的支援人材は、**集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する施設等に対して、対象児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を行う。事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。**

※ 集中的支援加算(Ⅰ)(事業所訪問型)の算定は、事業所等が、対象児者に支援を行う日において、広域的支援人材から**訪問又はオンライン等を活用して**、当該児者に対する支援に関する助言・援助等を受けた日に行うものとする。なお、①のアセスメントに際しての訪問等についても算定できるものとする。

※ 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)の算定は、施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行うこと、集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行うこと等を要件とする。

※ 集中的支援実施計画は概ね月に1回以上の頻度で見直しを行う。

(4) 集中的支援の終了(広域的支援人材・事業所等)

広域的支援人材は、集中的支援の終了後、**集中的支援実施報告書(参考様式 5)を作成し**、支給決定自治体に提出するとともに、複写を都道府県等に提出する。また、当該報告書を活用し、当該児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

 厚生労働省 ひとくらし・みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

19

強度行動障害に関する通知

6 強度行動障害を有する者への支援について

- (1)  [強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について \[492KB\]](#) 
- (2)  [中核的人材養成研修の実施について \[120KB\]](#) 
- (3)  [強度行動障害支援者養成研修事業の実施について \[324KB\]](#) 
- (4)  [状態が悪化した強度行動障害を有する児者の集中的支援の実施に係る事務手続について \[428KB\]](#) 
- (5)  [地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について \[458KB\]](#) 

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hu
kushi_kaigo/shougaihashukushi/hattatsu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hu
kushi_kaigo/shougaihashukushi/hattatsu/index.html)



20

(通知) 強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について

こ 支 障 第 1 6 2 号障障発 0627 第 1 号令和 6 年 6 月 27 日

こ ども 家 庭 庁 支 援 局 障 害 児 支 援 課 長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

以下抜粋

【関係機関が連携した支援体制の構築】 2 P

相談支援事業所のコーディネートやマネジメントの下、各障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等がそれぞれの役割を果たしながら連携して支援に当たることが必要である。

【強度行動障害の基準や集中的支援の実施の判定】 4 P

行動支援体制加算を取得している相談支援事業所（計画相談支援・障害児相談支援）の確保や適切なモニタリング期間の設定・実施等、強度行動障害を有する児者の支援ニーズに応じた障害福祉サービス等の利用を確保すること。

【支援ニーズの把握】 4 P

管内の相談支援事業所や基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、さらには高齢者・生活困窮等の福祉、特別支援学校等の教育、こども子育て支援、医療、社会的養護等の関係機関や担当部署と連携して、様々な端緒から、障害福祉サービス等を利用していない児者の把握を進めること。

【支援体制の整備】 5 P

支援のコーディネート・マネジメントが一層重要になることから、行動支援体制加算を取得している相談支援事業所（計画相談支援・障害児相談支援）や基幹相談支援センターにより適切な支援の調整が図られる体制を整備すること。